

札子施第10084号

令和3年（2021年）6月23日

各施設（園）長 様

札幌市子ども未来局長

災害対策基本法に基づく避難情報の発令等に伴う臨時休園等の
対応方針の策定等について

平素より札幌市の児童福祉行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省の令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業」が行われ、その調査研究をもとに、厚生労働省で、臨時休園に関する課題や考え方が整理され、市区町村において、防災対策等の観点から、臨時休園等の基準について策定するよう通知されました。

これを受け、下記1のとおり対応方針を定めましたので、施設の皆様におかれましては、本方針を踏まえ、改めて防災体制をご検討いただきますよう、お願いいたします。

また、下記2のとおり、保護者の方への周知をお願いいたします。

記

1 対応方針

「災害発生時等の臨時休園等に係る対応方針」のとおり

2 保護者への事前周知について

「災害発生時等の臨時休園等について」の配布等により、札幌市の対応方針を保護者の方へ周知いただくとともに、各施設における緊急時の対応等について保護者の方へ御説明いただくようお願いいたします。

3 対応方針に示す災害等が発生した場合の対応について

(1) 施設における休園等の速やかな対応決定と保護者への連絡

【札幌市内 認可保育施設向け】

避難計画等に基づき、施設における対応を決定の上、避難等を開始していただくとともに、保護者への速やかな連絡を行ってください。

(2) 子ども未来局への報告

(1)の対応終了後、速やかに「施設の被災状況等報告書」等により、被災状況の報告をお願いいたします。なお、報告項目の全ての把握が困難な場合、第1報として報告書において早急に報告をいただく項目（ピンク色で着色している箇所）だけでも報告してください。

(3) 避難情報等の解除後や地震発生時の対応

速やかに施設の安全点検を行うとともに、施設における対応を決定の上、その内容を保護者へ速やかに連絡してください。

また、子ども未来局にも「施設の被災状況等報告書」等により報告をお願いいたします。

4 基本情報の確認について

新規開設園等で、子ども未来局へ「施設の被災状況等報告書」をご提出いただいていない施設がございましたら、令和3年6月30日（水）までに御提出をお願いいたします。

すでに「施設の被災状況等報告書」をご提出いただいている施設につきましては、基本情報（緑色のセル）の内容に変更があった場合に、その都度お知らせいただくようお願いしているところです。

特に緊急時連絡先につきましては、新型コロナウイルス感染症における対応で利用する場合もございますので、この機会に記載事項に変更がないか、改めてご確認いただきますよう、お願いいたします。

5 その他

参考資料として、内閣府作成のチラシ（避難情報のポイント）を添付いたします。保護者の方への説明時など適宜御使用ください。

（担当：子ども未来局子育て支援部施設運営課運営係 TEL211-2986）